

ＮＰＯ法人のみなさまへ

**めざしてみませんか？**

条例指定NPO法人

（市民公益税制4号指定）

**条例指定**

**ＮＰＯ法人に指定されると…**

大阪府では、地域で公益的な活動を行う特定非営利活動法人を条例で指定し、当該法人に対して寄附を行った場合に、個人府民税の所得割の税額控除を行う市民公益税制（４号条例）制度を平成２７年６月１日から導入しています。

　これにより、認定NPO法人に加えて、条例指定されたNPO法人への寄附金についても、個人府民税の寄附金税額控除（４％※）を受けることができます。

　条例指定を受けるには、府の指定基準を満たし、条例で指定されることが必要です。

【ホームページアドレス（「市民公益税制」４号指定について）】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/4goutop.html>

※指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が４％であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が２％の

ため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は２％となります。

**大阪府は、地域のさまざまな団体が協働し、それぞれの持ち場で能力を**

**発揮し、助け合い、支え合う“共助社会”の実現をめざします。**

詳しくは、大阪府　男女参画・府民協働課　府民協働グループまで

http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/index.html

電話：０６－６２１０－９３２０

Ⓒ2014 大阪府もずやん

市民公益税制の詳細は、大阪府HPへ

大阪府　４号指定

**検索**



|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **条例指定NPO法人（４号指定）** | **認定NPO法人** |
| **根拠法** | 地方税法（第37条の２第１項第４号） | 特定非営利活動促進法 |
| **基準** | (1)大阪府内に事務所を有していること(2)情報発信要件　府民の理解を促進するため、法人の活動について、積極的かつ適切に情報発信し、更新していること(3)寄附金要件　次の①又は②に該当すること①年間の総収入に占める寄附金収入の割合が５分の１以上②年３千円以上の寄附者が年平均50人以上(4)協働要件　さまざまな団体と協働して、府内の地域課題の解決に向けた活動を行っていること(5)事業活動において、共益的な活動の占める割合が50％未満であること(6)運営組織及び経理が適切であること(7)事業活動の内容が適正であること(8)情報公開を適切に行っていること(9)事業報告書等を所轄庁に提出していること(10)法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと(11)設立の日から１年を超える期間が経過していること | (1)パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）（※次の①から③のいずれか）に適合すること①年間の総収入に占める寄附金収入の割合が５分の１以上②年３千円以上の寄附者が年平均100人以上③条例指定NPO法人であること(2)事業活動において、共益的な活動の占める割合が50％未満であること(3)運営組織及び経理が適切であること(4)事業活動の内容が適正であること(5)情報公開を適切に行っていること(6)事業報告書等を所轄庁に提出していること(7)法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと(8)設立の日から１年を超える期間が経過していること |
| 以下の欠格事由に該当しないこと①役員が禁錮以上の刑に処せられたり、暴力団の構成員等であるとき②認定取消しの日から５年を経過していない③定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している④国税又は地方税の滞納処分を受けている⑤国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過していない⑥その他　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの |
| **期間** | ５年 |
| **税額控除** | 条例指定NPO法人に寄附をした場合、原則として、寄附金から２千円を引いた額の４％※を府民税から控除することができます。（大阪府と市町村双方が指定した寄附金の場合は10％が税額控除されますが、大阪府内では、市町村が指定した寄附金はありません。（R６年12月現在））※指定都市以外の個人府民税所得割の標準税率が４％であるのに対し、指定都市の個人府民税所得割の標準税率が２％のため、寄附者が指定都市にお住まいの場合は２％となります。 | 認定NPO法人に寄附をした場合、原則として、寄附金から２千円を引いた額を所得から控除、又は寄附金から２千円を引いた額の40％を税額から控除することができます。 |

**条例指定NPO法人と認定NPO法人**